

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十八年二月九日から同月二十二日までの間縦覧に供します。

平成二十八年二月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
中尾 真大	桜井市大字上之庄六五二番地の一	橿原市太田市町三番一ほか五筆
安田 芳男	橿原市太田市町九六番地	橿原市太田市町三九番二ほか二筆
巽 宏次	橿原市太田市町七四番地	橿原市太田市町一四八番三ほか三筆
島井 章好	天理市渋谷町四三九番地	橿原市太田市町七番一ほか二筆
今澤 政彦	橿原市太田市町八七番地	橿原市太田市町一四二番ほか七筆
安田 陽一	橿原市太田市町一七一番地	橿原市太田市町三三番一ほか三筆

二 申請年月日

平成二十八年一月二十九日